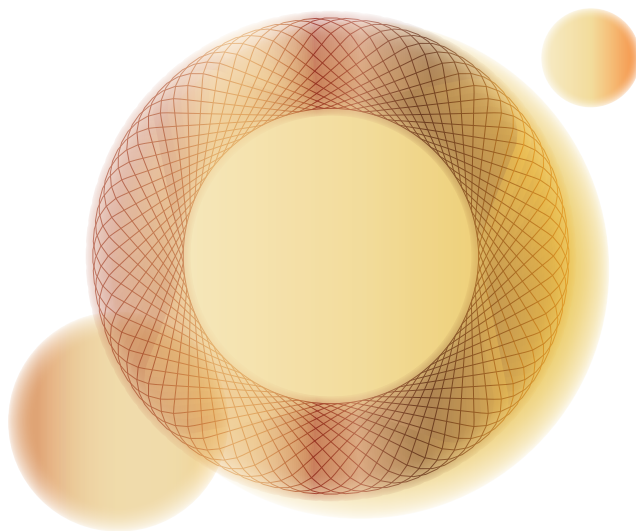


設例解説

遺産分割の実務

— 裁判官の視点による事例研究 —

著 松本 哲泓 (弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)

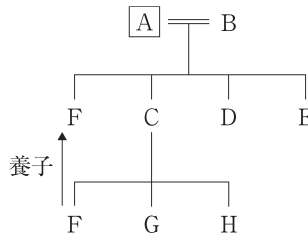


新日本法規

設例

相続放棄の取消しの申述の効力、養子としての相続放棄後の代襲相続資格

A、B夫婦には3人の子C、D、Eがいたが、いずれも女子で、他に嫁した。Aは、Cに、3人の子F、G、Hが生まれたことから、そのうちの一人のFに家業を継がせたいと思い、Cの同意を得て、FをAB夫婦の養子とした。Aは、平成25年1月、死亡した。



Cは、家産を分散させたくないと説明して、D、Eに相続放棄を働き掛け、それぞれの了解を得た。これを受けて、Cは、同年3月、当時20歳で大学生であったFに、D、Eも相続放棄をする、Fが大学を卒業したら遺産はF名義にする旨説明してその了解を得た上、相続放棄申述書に、Fの氏名を代筆して、家庭裁判所に提出し、受理された。ところが、D、Eは、相続放棄の手続をとらず、平成26年1月に至って、Cを相手方として、Aの遺産分割の調停の申立てをした。Fは、これを知り、同月、自己の相続放棄は、Cが、その手続を無断で行ったものであるから無効である、そうでないとしても、D、Eが放棄するから放棄したものであって放棄には無効ないし取消事由があると主張して、家庭裁判所に相続放棄取消しの申述をし、その受理を得て、同年3月、Aの相続人として、遺産分割の調停の申立てをした。

設問

- 1 Fの調停申立ては適法か。
- 2 Fは、その遺産分割の調停の申立てを取り下げたが、その後、CがAの遺言書を破棄していたことが判明して、Cは相続資格を

有しないことが判明した。そこで、F、G、Hは、Cの代襲相続人として、遺産分割の調停の申立てをした。Fに相続資格はあるか。

解 説

2-1 相続放棄

(1) 相続放棄の意味

被相続人の死亡により相続が開始し、相続人が被相続人に属した一切の権利義務を承継するところ、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、被相続人が有した権利義務を全面的に承継するか(単純承認)、積極財産の限度で承継するか(限定承認)、全面的に承継しないか(相続放棄)を選択することができる(民915)。この3か月の期間を熟慮期間といい、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる(民915)。

相続放棄は、相続の効果を受けることを拒否する(相続開始時に遡って消滅させる)意思表示であり、相続放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなされる(民939)。なお、①相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき(保存行為及び民法602条に定める期間を超えない賃貸を除く。)、②相続人が熟慮期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき、③相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき(その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後を除く。)は、単純承認をしたものとみなされる(民921)。

(2) 相続放棄の手続

ア 申立て

- ▶相続人が未成年者である場合、相続放棄を法定代理人においてすることができるか
- ▶成年後見人は、成年被後見人を代理して、相続放棄をすることができるか
- ▶相続放棄申述書の申述者の氏名が本人の記載でない場合、相続放棄は無効となるか

(ア) 相続の放棄をしようとする者は、相続開始後、熟慮期間内に、その旨を管轄家庭裁判所に申述し、これが受理されることを要する(民938)。申述は、申述書を提出してされる(家事201⑤)。

(イ) 相続放棄申述の管轄は、相続が開始した地、すなわち被相続人の最後の住所地の家庭裁判所である(家事201①)。

(ウ) 申立ては、相続人(包括受遺者を含む。)に限られる(民915・938・990)。複数の相続人がいる場合、各相続人がそれぞれ単独ですることができる。

未成年者とその法定代理人親権者がともに相続人である場合、子の相続放棄について両者は利益相反の関係にあるから、原則として、親権者は、家庭裁判所に対し子のために特別代理人の選任を求め、特別代理人において、相続放棄の申述をすることになる。ただし、未成年者の相続放棄が、親権者自身が相続放棄をした後に、又はこれと同時にされたときは、利益相反とならない(最判昭53・2・24民集32・1・98)。

成年後見人は、本人を代理して、原則として家庭裁判所の許可を得ることなく、相続放棄の手続をすることはできるが、利益相反となる場合はできず、相続放棄の手続をしたことは、家庭裁判所に報告する必要がある。

胎児は出生前においては相続放棄をすることはできない。

相続放棄につき任意代理は認められない(注解家事審判法278頁〔稲田龍樹〕)。氏名冒用によりされた相続放棄の申述は無効であるが(浦和家審昭38・3・15家月15・7・118)、申述書の作成及び提出を他人が代行した場合でも、それが放棄者の真意に基づいてされたときは、申述書が自署でないからといって直ちに無効となるものではない(最判昭29・12・21民集8・12・2222)。

イ 相続放棄をなし得る期間

- ▶相続放棄の期間は延長できるか
- ▶熟慮期間経過後に被相続人に多額の債務があることが判明した場合、もはや相続放棄はできないか
- ▶遺産分割の合意をした後、多額の債務があることが判明した。相続放棄をする余地はもはやないか

(ア) 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない(民915)。ただし、熟慮期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる(民915ただし書)。

(イ) 相続の開始があったことを知った時とは、相続人が被相続人の死亡を知り、それによって自己が相続人になったことを覚知した日であり、相続人が数人あるときは、各相続人ごとに起算される(最判昭51・7・1家月29・2・91)。なお、相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、熟慮期間は、相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべかりし

5-2 参加・排除

(1) 遺産分割の当事者

遺産分割の手続は相続分を有する者全員が加わる必要がある。当事者となるべき者を欠く場合は、その申立ては、瑕疵があるものとなり、そのまま手続を進めても、無効なものとなる。そこで、当事者となるべき者が欠けていることが判明した場合、その者を手続に参加させる必要がある。

また、当事者となるべきでない者が手続に関与した場合も、その手続は瑕疵あるものとなる。この場合は、その者を手続から排除する必要がある。

(2) 当事者参加

- ▶ 遺産分割調停において、当事者となるべき者が脱漏していた場合、どうするか
- ▶ 脱漏していた相続人が、別途新たな遺産分割調停を申し立てたが、その扱いはどうなるか

当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判事件、家事調停事件の手続に参加することができる(家事41①・258①)。また、家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより、又は職権で、当事者となる資格を有する者を当事者として家事審判事件、家事調停事件の手続に参加させることができる(家事41②・258①)。これらの参加を当事者参加という。

そこで、遺産分割事件において、当事者となるべき者が脱漏していたり、新たに当事者となるべき者が現れた場合、その者は、自ら当事者参加することができ、自らしない場合には、申立て又は職権によって強制的に参加させることができる。

新たに当事者となるべき者としては、認知が認められた者、相続分の譲渡を受けた者が挙げられる。再転相続によって当事者資格を取得

した者は、参加ではなく、受継手続によって、手続に加わる。

なお、脱漏していた相続人が、新たな遺産分割調停を申し立てた場合、この申立ては二重申立てであり、瑕疵あるものであるが、これを前件申立てと併合することによって、すべての当事者がそろうのであれば、これを却下して、参加を命じるまでのことはない。

(3) 手続からの排除

▶相続人が相続分を他に譲渡し、譲受人が当事者として手続に参加した場合、譲渡相続人は必ず排除されるか

家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を、家事審判事件、家事調停事件の手続から排除することができる(家事43①・258①)。排除は決定(排除決定)による。

相続を放棄した者が当事者とされている場合、相続放棄者は当事者となる資格を有しない者であり、相続分の放棄者、相続分譲渡人は、遺産分割の当事者適格を失うので、当事者である資格を喪失した者に当たる。そこで、これらの者は、遺産分割の手続から排除されることになる。ただし、既に、共同相続登記がされている場合には、遺産分割が成立した場合に遺産分割を原因とする移転登記をする必要から排除せず、当事者にとどめるのが実務であった。なお、法定相続分による共同相続登記が経由された後に共同相続人間で遺産分割が成立した場合、これにより所有権を取得した者は単独で所有権の更正登記を申請できると登記所の運用の見直しがされたことから(第15章15-3(2)ア(ウ))、相続分の放棄者を当事者にとどめておく必要はなくなったとはいえるが、従来どおりの移転登記にも可能であるので、上記の運用を不相当とすることもないであろう。

排除決定後の遺産分割の手続は、排除決定が確定した後に行う必要がある。それ故、前記のとおり、排除決定に対する即時抗告権の放棄の意思表示を求めるのが実務である。排除決定確定前に被排除者を除

13-7 設問の検討

(1) 設問1について

不動産①は、X所有建物の敷地部分をXが、Y所有建物の敷地部分をYが求めている、その意向に沿うことが合理的である。ただ、Yが幅2mの通路の設置を求める点に争いがあるが、Yが取得する土地に建築基準法上の接道要件を取得させる必要はあり、Xがその車庫を取り壊さざるを得ないとしても、やむをえず、この点はその費用を遺産分割で考慮することによって調整するほかない。また、Yは、その敷地の西側の土地は不要というが、その部分だけでは道路に接しない土地で利用価値を害するから、これをY所有建物の敷地から分割することはできないであろう。そうすると、不動産①については、Xがその建物敷地のうち通路となる部分を除いた部分を、Yがその建物敷地とこれに続く西側部分及び東側の通路とすべき部分を取得するのが合理的な分割といえる。具体的な分割地の境界線は現地で特定し、その上で分割部分の測量を必要とする。ここでは仮にX取得部分を100㎡、Y取得部分を200㎡とする。X、Yが取得する土地の評価は、分割後の状態での評価をすべきであるが(第9章9-2(2)ア(イ)参照)、とりあえず面積比で算出すると、Xの取得する部分の評価額は2,000万円、Yの取得する部分の評価額は4,000万円となる。

なお、審判での分割において分筆を命じることはない。審判前に、測量図があって、分割する部分が特定されているときは、分筆しないまま、分割するということはあるが、できるだけ避けた方がよい。分割する部分の特定ができない場合は、共有で残すほかない。

(2) 設問2について

遺産の取得希望者が競合する場合は、必要性の高いものを優先する

が、設例では、いずれの相続人も不動産②を占有しているわけではなく、いずれの相続人が取得すべきか判断する材料に欠けている。そこで、この不動産の取得を希望する理由、取得した財産をどのように利用するのか、代償金が生じる場合はこれをどのように支払うかなどの情報を得る必要がある。代償金が支払えない場合には、代償分割はできないから、先にこの点を検討するのも一つの方法である。設例の場合、全遺産の評価額は、合計1億5,000万円であるから、各自の取得分は5,000万円である。ただし、不動産③については、いずれの相続人も取得を希望していないので、これについては換価分割の可能性もあるので、これを除外すると、各自の取得分は、4,000万円である。そうすると、Xが不動産②を取得する場合、不動産①の一部を取得するので代償金4,000万円（ $=2,000万円+6,000万円-4,000万円$ ）が生じる。Yが不動産②を取得する場合、同じく不動産①の一部を取得するので代償金6,000万円（ $=4,000万円+6,000万円-4,000万円$ ）が生じる。Zが不動産②を取得する場合、代償金2,000万円（ $=6,000万円-4,000万円$ ）が生じる。Xは、代償金は即金で支払う能力はあるということであるが、不動産の利用に関しては、転売するということであるので、取得の必要性としては低いといえよう。YとZが収益物件であることからこれを取得するという点も、それだけであれば、必要性はそれほど大きくはない。ただ、Zが無職故に取得したいという必要性はYより優るといえる見方はあり得よう。YとZとを比べると、代償金の額が、Yは不動産②の評価額に匹敵する。Zはその3分の1である。不動産③の換価金をZが取得しないならば、Zの代償金の額は1,000万円程度となるので、現在無職であっても、借入れができる可能性はある。代償金の支払能力について、もう少し状況を測る必要はあるが、Zが借入れができるのであれば、不動産②は、Zに取得させるという判断はあり得る。



新日本法規